

の「様式集_・B 工事関係種類_土地使用返還確認調書」を作成し、工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。

- 8 受注者は、工事实施に当たり、各種基準点、水準点、用地境界杭等を用いて測量・施工を行う場合、これらの用地杭等は当該工事のみならず今後の事業実施、さらには権利関係においても重要な成果であるため、次の事項に従い工事を実施しなければならない。

- (1) 工事の施工に当たり、工事に使用する若しくは工事区域に存する（工事实施により滅失の恐れのあるもの）用地杭等（石標、木杭を問わず）について、工事完了後の杭の存在位置を写真撮影（着工前、完了後）若しくは工事監督員または用地確定測量担当の立会により確認を行わなければならない。
- (2) 現地調査時点で当該用地杭等が滅失していたときは、速やかに工事監督員に報告し、指示を受けなければならない。

1-1-11 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

1-1-12 工事の下請負

- 1 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団または暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、または暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 2 受注者が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、下請負者などの利益を保護するよう努めるとともに、下請契約を締結する際には、適切な請負代金による下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

- 1 受注者は、工事を施工するために締結した工事 1 件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、下請契約を締結する全ての工事は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。）
- 6 施工体制点検・確認については、施工期間中に発注者の職員が行う。

「施工体制の点検・確認」に係る工事は、請負金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事とする。

主任（監理）技術者の専任制の点検に該当する工事は、建設業法の規定によるが、「農業土木工事関係書類作成マニュアル」(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkeisekou/koujisyo-ruigenryouka.html>)の「技術者の適正な配置について」を参照すること。

1-1-14 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-15 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対し、工事監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2 受注者は、当該工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - （1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - （2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力をしなければならない。
 - （3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - （4）対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、対象工事の工期経過後においても同様とする。
- 4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。